

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する中型まき網漁業しいらづけしいら 1 そうまき網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
中型まき網漁業	しいらづけしいら 1 そうまき網漁業	別記 1 のとおり	6 月 1 日から 10 月 31 日まで	20 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町、魚貫町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

## 別記 1

### 操業区域

#### 天草海

次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線及び天草市（旧牛深市）戸島（以下、「戸島」という。）三角点から同市中の瀬頂点を見通した線上オから西方に延長した線以南の天草海。

ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 戸島三角点

イ 天草市（旧牛深市）中の瀬頂点

ウ イからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に 800 メートルのところ

エ オからアとオを結んだ線に対して北方へ直角に 800 メートルのところ

オ アからイを見通した線上天草市大島から 55, 560 メートル（30 カイリ）のところ